

# 憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改憲阻止各界連絡会議 (憲法会議)

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp  
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp

TEL03-3261-9007  
FAX03-3261-5453

2026年5月11日(月)

NO. 1678号

本号3頁

## 5月3日 全国各地でデモや集会

### その2

### 千葉 ちば憲法集会が5月2日に千葉市内で開催され300人が参加

千葉県憲法会議と千葉県憲法共同センターの共催で5月2日に、千葉市内で憲法学者の小沢隆一東京慈恵会医科大学名誉教授を迎えて「憲法集会」が開催され、300人が集いました。小沢氏は「アジアの平和をどう実現するかー高市政権の改憲に抗してー」と題して講演を行い、9条を守り活かす運動の正念場にあるもとの、何を考え、どう行動すべきか、という問題提起。そのために9条の歩んできた「路」をふりかえり、正しく理解することであり、平和を実現するためには9条を守り活かすことが最善の「途」であることを学ぼうと呼びかけ、①憲法9条の「路」が生まれ、どうねじ曲げられてきたか、②私たちの運動の意義と直近の政治情勢に触れ、③憲法9条を生かす手がかりはどこに？の一つのヒントとして『憲法を百年活かす』の著者・保阪正康氏の言葉、『憲法9条は「平和憲法」ではなく「非軍事憲法」であり平和憲法になるためには「平和の思想」が必要』から、この思想はこれから創っていくべきものとして平和の思想（被団協の思想・核兵器廃絶の思想・軍事同盟からの脱却の思想・ここに平和の砦を）を強調。最後に、総選挙後、国会前に続々と集う人たちと学びと運動の「楽しさ」の共有を助け、「戦後100年」を憲法9条のもとで迎えることを展望しようと呼びかけました。

その後、畑野君枝・日本共産党衆議院議員から情勢報告として、憲法審査会の動向や、その動きに抗してペンライトアクションなど運動が広がっている状況が報告されました。

### 京都 円山公園で憲法集会 約2800人が護憲への思い訴える

憲法記念日の3日、京都市東山区の円山公園音楽堂で、「生かそう憲法 守ろう9条 5・3 憲法集会 in 京都」が開かれました。小雨がぱらつく中だったが、音楽堂を埋め尽くした2800人の市民らが護憲や平和への思いを訴えました。

「憲法9条京都の会」などが毎年5月3日に主催しています。今年は音楽堂の席が全て埋まって立ち見も出るほどで、同会によると、ここ数年では最多の参加者数でした。

同会代表世話人で京都大大学院法学研究科の高山佳奈子教授は開会のあいさつで、衆参両院の憲法審査会で議論されている、緊急時の国会議員の任期延長を可能とする「緊急事態条項」について、「国会議員が『いつまでも議員でいたい』という利権を追求し、ものを言う市民の自由をなく奪するものだ」と批判。その上で「暮らしと命を守ることが政治の第一の使命でしょう」と訴えかけました。

続いて上智大の中野晃一教授（政治学）が「今、戦争ではなく、平和への道を歩むには」と題して講演しました。中野氏は「(憲法改正を) 止めることができれば、戦争の世紀に入ってしまったかのように見える世界を、日本からひっくり返していけるかもしれない」と強調。「この憲法を持つ我々が世界の人々と連帯し、平和を作っていこう」と呼びかけました。

集会後、参加者は長い列を作って「9条生かして、平和をつくろう！」などとシュプレヒコールを上げながら、八坂神社前から中京区の京都市役所までデモ行進しました

### 福島 九条はみんなの宝 福島県初の「碑」除幕 150人が参加

憲法記念日の3日、福島県で初となる「憲法九条の碑」の除幕式が、福島市の瑞龍寺で行われました。憲法九条の碑建立実行委員会（福島市に憲法九条の碑を建てる会）が主催し、150人が参加しました。

「九条の碑に」と石材の提供があり、瑞龍寺の亙理正明（わたり・まさあき）住職の協力を得て、建立運動がスタート。学者・文化人・宗教者ら16人が呼びかけ人となり、昨年9月に実行委員会を発足させ、建立募金に取り組んできました。

碑には「憲法九条はみんなの宝！」のメッセージをはじめ、9条全文と、裏側には建立への思いが刻まれています。

今野順夫実行委員長（福島県九条の会共同代表）は、「平和教育や市民の学習の場に使ってほしい。改憲の動きがある今が正念場だ」と話しました。



瑞龍寺には、市内の渡利（わたり）地区に投下された「模擬原爆」の破片が保管されています。亙理住職は、「もう二度と戦争はしたくないという思いが、日本国憲法の前文と9条に込められている。九条の碑を受け入れることで戦争犠牲者の供養になれば」と語りました。

ジャーナリストの伊藤千尋さんが建立を記念してミニ講演しました。日本共産党の岩渕友参院議員、宮本しづえ県議らが参加しました。

## **大阪** 改憲反対 高市政権ありえへん JR環状線スタンディング始まる

「改憲反対！戦争反対！高市政権ありえへん！」と大阪市内のJR環状線各駅でのスタンディング行動が4日から始まりました。SNSの「#大阪環状線一斉スタンディング」の呼びかけに連帯する市民が、自由な時間・駅・スタイル・規模感で参加。6日夕の大阪駅まで行われました。

JR鶴橋駅前では、呼びかけたH i d eさんのXやデモカレンダーを見た市民約20人が参加。思い思いのプラカードや横断幕を掲げてアピールしました。

「一人は心細いけど、呼びかけてくれてありがとう」という女性（24）は「平和じゃないと好きなものを楽しむこともできない。アメリカの言いなりでなく自立しないと日本は豊かにならない」。友人同士の20代と30代女性は「昨日、東京・有明の憲法集会に行ってきた」「私は大阪・扇町公園の集会に行ってきた」と話しながら「これまで憲法のことをあまり知らなかったけど、前文にこんないいことが書いてあったんだとあらためて知った」「憲法を時代に合わせて変える必要はないと思う」と語りました。

## **沖縄** 斉藤真理子さんが講演 900人が参加

憲法記念日の3日、浦添市で憲法と暮らしへの関わりについて考える講演会（主催 県憲法普及協会、沖縄人権協会、日本科学者会議那覇支部）が開かれました。

韓国文学翻訳者の斉藤真理子さんが「戦争、記憶、追悼 そして今～韓国文学と沖縄文学をつなぐもの」と題して講演しました。オンライン視聴者も含む900人が参加しました。

斎藤さんは、凄惨な地上戦で無数の命が奪われた朝鮮戦争と沖縄戦の歴史から、死者と生者の体軸に立脚するなどの韓国文学と沖縄文学の共通点を指摘。死者との対話は、無念にも犠牲になった人たちが気の毒だからというよりは、今生きている人たちの未来のために、無念のまま死んでいくことがないよう、どんな世の中にしていけばいいか考えることだ」と述べ、世界で戦争が相次ぐいま、何をすべきか問いかけました。

今年に入って国会で改憲に向けた憲法審査会が開かれるなか、講演会を主催した憲法普及協議会の加藤裕さんは、大規模災害などの緊急時に国会議員の任期を延長できるようにする、いわゆる「緊急事態条項」について、「国民から選挙の機会を奪うもので、国民の意思が政治に反映されない危険な状態に陥る」と指摘しました。

講演会には約900人が参加し、憲法の意義を改めて考える機会となりました。

## **北海道** 道内30カ所以上、集約34会場 3000人参加

「時は来た」などと高市政権が「改憲」宣言を行ったもとで迎えた5月3日の集会は、道内30カ所以上（集約34会場）3000人となりました。さらに、釧路など道内の未集計16会場分だけでも900人となります。引き続き、「草の根」の「憲法まもろう」アクション、新しい改憲反対署名のとりくみ、札幌では19日に街頭署名スタート行動など、「憲法守ろう」の声を広げていきましょう。

- ・土曜（9日）には札幌駅前ペンライト集会（18：30－19：30 南口）
- ・19日（火）には改憲反対街頭署名共同行動（12：15－13：00、大通り西3）

・29日（金）にもペンライトデモが全国連携で実施される予定です

## 北海道各地の行動のまとめ **添付**

# **報告集会「高市改憲止めよう！憲法審査会の現状」のご案内**

連日のご奮闘に敬意を表します。

高市首相は「(改憲の)時は来た」と叫び、1年以内に改憲発議の準備を整えると断言しました。衆議院憲法審では改憲派が改憲条文起草委員会の設置を企てています。

連休明けの14日と21日は衆議院憲法審が開かれるようです。

5月21日に、立憲野党の国会議員を招いて、市民と共に「報告集会」を開き、現状を把握し、今後の改憲反対の運動の方向を考える場としたいと思います。

是非、ご参加いただくよう、お願いします。

日時：5月21日（木）12:00～13:00（雨天決行）

場所：衆院第2議員会館前路上

共催：★安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合★改憲問題対策法律家6団体連絡会

★9条改憲NO！全国市民アクション★九条の会★憲法9条を壊すな！実行委員会

★戦争する国づくりストップ！憲法を守り・いかす共同センター

## **冤罪に無反省 法務省案通すな 再審法改正 国会前で緊急行動**

裁判所が再審を決めても、検察が抗告（不服申し立て）して、高裁などで再審が取り消されたり、いつまでたっても再審が始まらない。

再審法の見直しをしている法務省は7日、検察の抗告に固執する修正案を自民党部会に提出しました。「再審法改正をめざす市民の会」など3団体は同日、法務省案を通さないよう国会前で緊急行動に取り組みました。冤罪被害者の家族や弁護士など約200人が参加しました。

日本弁護士連合会（日弁連）再審法改正推進室長の鴨志田祐美弁護士は、法務省案が抗告の「原則禁止」を条文の本体（本則）ではなく付則に盛り込んだことについて、「何が原則で何が例外か、全然わかんないむちゃくちゃな状態だ」と矛盾を指摘。冤罪被害者を救うことができる再審法改正のため、本則に抗告の禁止を盛り込むよう訴えました。

日弁連再審法改正実現本部の上地大三郎事務局長は、検察官抗告が裁判所の再審開始のハードルを上げていると指摘し、検察の根底に「確定判決が間違っているはずがない。俺たちがすべて決める」との思想があるのではないかと話しました。その上で、「法務省案には多くの冤罪事件が生み出され、隠されてきたことへの反省がない。そんなものを認めるわけにはいかない」と話しました。

日野町事件冤罪被害者遺族の阪原弘次さんは、父の弘さんが「わしは無実や。早くおまえたちの家に帰って幸せな生活を過ごしたい」と訴えながら志半ばで亡くなったと話し、「無罪を言い渡すべき明らかな証拠があると裁判官が判断したならば、なぜ検察官は素直に受け入れてくれないのか。公判でたたかえばいい」と話しました。

## **「NO WAR！憲法変えるな！5・19国会正門前大行動」第126回「19日行動」**

5月19日（火）18:30～（1時間程度） 場所：国会議事堂正門前

共催：戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会／9条改憲NO！全国市民アクション

※LEDライト等の光り物や、鳴り物を、お持ちの方は、ご持参下さい！

※プラカードなど持参歓迎

### **前号の訂正**

憲法しんぶん速報の「神奈川憲法会議の5・3県民のつどい」の記事の中の記載の訂正です。

○室蘭工業大学の清末有紗教授 ⇒ 室蘭工業大学の清末愛砂教授

ごめんなさい。

## 資料

# （朝日社説） 高市政権と憲法 「改憲ありき」を繰り返すのか

高市早苗首相が憲法改正に強い意欲を示している。先の衆院選で自民は、衆院では単独で改憲を発議できる3分の2超の議席を得た。連立相手が改憲に積極的な日本維新の会に代わったことも大きい。だが、国民の間に改憲を求める機運が高まっているようには見えない。首相は「国論を二分」する政策の推進を掲げるが、国の最高法規である憲法の改正には、より広範な国民の合意が欠かせない。憲法とはそもそも、国民の側から国家権力を縛るものだ。縛られる側の行政府の長が、「改憲ありき」で突き進むことはあってはならない。

### ■安倍路線の踏襲では

首相は4月の自民党大会で「時は来た。改正の発議にめどが立った状態で来年の党大会を迎えたい」と、約1年後までの発議をめざす考えを示した。衆院憲法審査会では、自民や維新などが条文起草委員会の設置を求めた。

首相が「政治の師」と仰ぐ安倍晋三元首相は7年8カ月に及ぶ第2次政権の期間中、改憲の旗を振り続けた。最初に掲げたのが憲法改正手続きを定めた96条の改正。発議に必要な賛成を、衆参各院の3分の2以上から過半数に引き下げることが提唱したが、批判を受けて軌道修正。(1)9条への自衛隊明記(2)緊急事態対応(3)教育の充実(4)参院選の合区解消を打ち出した。この4項目は今も自民の公約として引き継がれている。

世論の理解が得やすいテーマで、とにかく一度、改憲を実現しようという手法は「お試し改憲」と批判された。安倍氏は集団的自衛権の行使に一部道を開く「解釈改憲」は行ったが、条文そのものには結局手をつけられなかった。

安倍氏ができなかった改憲を自分の手で、首相は考えているのかもしれない。それこそ改憲が自己目的化しているというほかない。首相は常々、「国の理想の姿を物語るものが憲法だ」と語る。自民が野党時代の2012年にまとめた「改正草案」は、天皇を「元首」と位置づけ、「国防軍」の保持や国旗・国歌を明記。表現の自由への制限を盛り込むなど、個人より国家の秩序を重視する。これが自民の理想だとしたら、現行憲法の理念の大きな改変ではないか。

### ■「立憲主義」の不在

憲法は人々の自由や権利を守るために、権力に制限を課すものだ。この立憲主義の基本を、首相や自民が理解し、尊重しているとは思えない。それを如実に示すのが、衆院憲法審で議論が先行する、大規模な災害やテロといった緊急事態への対応をめぐる自民の主張だ。

なかでも強く懸念されるのが、首相が緊急事態を宣言したら、国会を通さず、内閣が法律と同じ効力を持つ「緊急政令」を出せるという提案だ。政府への権限集中が人権侵害や統治のゆがみを招く恐れをあまりに軽視している。

自民のめざす本丸が9条改正にあることは間違いない。維新は単なる自衛隊の明記ではなく、「国防軍」としての位置付けや、戦力の不保持をうたった2項の削除、集団的自衛権の全面的な行使容認を求めている。野党には9条改正への反対も多い。日本の平和主義の根幹を、これ以上ゆるがせにしない議論こそが必要だ。

衆院憲法審では「中山方式」という議論の進め方が語り継がれている。憲法審の前身で、2000年に設置された衆院憲法調査会の会長を務めるなど、国会の憲法論議を支えた自民の故中山太郎元外相にちなんだものだ。

### ■中山方式という知恵

中山氏は、憲法は民主主義の土俵であり、それをつくる議論に与野党の別はなく、「国民のもの」という認識を示した。政治的な駆け引きをからめない。譲り合いの精神で歩み寄る。少数会派の声も尊重する。こうした原則を立て、公平な議事と丁寧な合意形成に尽力した。9条改正が持論だった中山氏が、これを買ったのは、特定の政党や勢力に有利なルールをつくれれば、国の行く先を誤るとの思いからだ。

与党は参院では過半数の議席をもたない。衆院での優勢をテコに強引に議論を運ぶなら、先人の知恵や努力を無にすることになる。改憲を発議し、国民投票を行うための条件も整っていない。21年に行われた国民投票法の改正では、インターネットなどによる有料広告の制限などの措置を、3年をめどに講ずると定められたが、いまだに手つかずだ。

その後、ショート動画を含むSNSの利用は飛躍的に拡大し、誤・偽情報の拡散や外国などによる影響力工作への対応など、「ネットと選挙」をめぐる深刻な課題が浮かび上がっている。通常の選挙より運動期間が長い国民投票では、影響はより大きくなる。

衆院憲法審は昨年、超党派の議員団を欧州に派遣。国民投票におけるSNSの偽情報対策などについて、各国の動向を探った。公平で公正な投票のために欠かせない国民投票の環境整備を、後回しにするわけにはいかない。